

が始まります

お早めに準備を 町の申告受付期間 ▶ 2月16日(火)～3月15日(月)

令和3年度分の町・県民税（住民税）と令和2年分の所得税の申告受付を下記の日程で行います。
 新型コロナウイルス感染症対策のためマスクの着用、手指消毒の利用をお願いします。体調不良の方は会場に入場できません。また、行政区ごとに午前・午後で日程をわけさせていただきましたので、混雑緩和にご協力ください。
 上場株式等に係る配当所得や譲渡所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は申告受付期間終了後、町・県民税の納税通知書が送達される日までに、所得税と異なる課税方式を選択する旨の申告をして頂く必要があります。

月日	対象区		会場
	午前 8時50分～11時30分	午後 1時～4時	
2月16日(火)	矢那瀬上郷区	矢那瀬下郷区	役場 3階 大会議室
17日(水)	小坂区	滝の上区	
18日(木)	宮沢区	辻区	
19日(金)	杉郷区	岩田区	
22日(月)	井戸下郷区・風布区	井戸中郷区・井戸上郷区	
24日(水)	長瀬上区	上長瀬区	
25日(木)	長瀬区	大木小路区	
26日(金)	五区	長瀬宝登山区	
3月1日(月)	下山区	上宿中宿区・原区	
2日(火)	下宿区	根岸区	
3日(水)	石原区・下袋区	上袋区	
4日(木)	上袋区		
5日(金)	中野上区		
8日(月)	大字矢那瀬・野上下郷の各区		
9日(火)	大字岩田・井戸・風布の各区		
10日(水)	大字長瀬の各区	全町対象	
11日(木)	大字本野上の各区		
12日(金)	大字中野上の各区		
15日(月)	全町対象		

町の申告受付日程表

新型コロナウイルス感染症対策として、**対象の行政区の方を優先的にご案内させていただきます。** また、混雑時、対象の行政区でない方は受付をご遠慮いただく場合がございます。

町・県民税(住民税)の申告

申告は、令和3年度の町・県民税や国民健康保険税などの賦課資料となるばかりでなく、所得証明などの発行資料となります。

扶養されている方や収入のない方でも、申告されないと所得状況を確認できないため、所得証明が発行できないほか、国民年金保険料免除申請、国民健康保険税や介護保険料の軽減措置や、児童扶養手当、幼稚園就園奨励費などの審査ができなくなることがあります。

申告が必要な方

原則として、令和3年1月1日現在、町内に住所があり、令和2年中（令和2年1月～12月）に所得があった方は申告が必要です。

ただし、次に該当する方は、申告義務が免除されます。

- ① 所得税の確定申告をされた方
- ※町・県民税の申告をしたものとみなされます。
- ② 給与所得者で給与支払報告書が勤務先から町へ提出されている方
- ③ 公的年金等の支払を受けている方

※②・③については、給与・年金以外の所得がある方は申告が必要です。（所得税と違い、所得額が20万円以下の方でも申告が必要です。）

- なお、次に該当する方は、申告してください。
- 給与・年金等の収入があり、各種控除を追加する方
- 収入がなかったが、国民健康保険などに加入している方、医療・福祉等の行政サービスの適用を受ける方、所得証明書が必要な方

町・県民税の申告書は送付していませんので、直接会場へお越しください。

税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください。

